

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和8年6月施行版)

訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表	2
訪問型サービス(基準緩和型)サービスコード表	5
通所型サービス(旧予防通所介護事業相当)サービスコード表	6
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	10

水色 ⇒ 令和8年6月新設

黄色 ⇒ 変更

灰色 ⇒ 廃止

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(1)週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(1)週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179			
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合 220				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合 163				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)週に2回程度の場合	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合 2単位減	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		

南あわじ市においては原則として回数単価を使用する。
上限単位数は3,727単位とする。

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)週に2回程度の場合			-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割りの場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)週に2回を超える程度の場合				-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、基準緩和型訪問サービスと共通して使用するサービスコードである。

南あわじ市 訪問型サービス(基準緩和型) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	2521	訪問型独自サービス／222	生活援助が中心である場合			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	148	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス／223				(二)所要時間45分以上の場合	182	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 1単位減算	-1	1回につき
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減	-2	
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222	業務継続計画未策定減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 1単位減算	-1	1回につき
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減	-2	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき

南あわじ市
においては
原則として
回数単価を
使用する。

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割りの場合	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2		3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割りの場合	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算			47単位減算	-47	片道につき	

南あわじ市においては原則として回数単価を使用する。

規定回数を超えた時のみ月額算定単位にて請求するものとする。

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算		150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算		160
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88単位加算
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員19人以上)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		ワ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員19人未満)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の89/1000 加算		

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援1	59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援1	59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

南あわじ市 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント 費		442単位	442	
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・虐待		高齢者虐待防止措置未実施 減算 4単位減算		438単位	438
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・虐待・業務継続			業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	434
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・業務継続			業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 介護予防ケア初回加算		300単位	300	
AF	6001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 介護予防ケア委託連携加算		300単位	300	
AF	6207	介護予防ケア処遇改善加算11	二 介護予防ケア介護職員等処遇改善加算	※イ～ハマまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せをサービスコードとして定義したもの。 4つの中からいずれかのサービスコードを選択。	9単位	9	
AF	6208	介護予防ケア処遇改善加算12			15単位	15	
AF	6209	介護予防ケア処遇改善加算13			16単位	16	
AF	6210	介護予防ケア処遇改善加算14			22単位	22	

1月につき